

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

28 April 2021

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 57

「アジア太平洋地域の主要11か国の移転価格ハンドブック2020」  
発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート（282頁）を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国（日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）の(1) 移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2) 移転価格算定方法、(3) 移転価格文書化規則、(4) 移転価格調査の手順、(5) 国内救済、(6) 延滞税・加算税・その他罰則、(7) 事前確認制度（APA）、(8) 過小資本税制、(9) BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10) その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 57 となる本号では、日系企業に係るタックス・ヘイブン対策税制の実務上の留意点、欧州議会による企業のデュー・デリジェンス及び説明責任に関する報告書の採択等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. 日本

日本：日系企業に係るタックス・ヘイブン対策税制の実務上の留意点—東京地裁令和3年3月16日判決を受けて

日本：東京証券取引所：市場区分の見直し

#### 2. 米州

米国：米国証券取引委員会、ESG 及び気候に関する情報開示強化へ

#### 3. 欧州

EU：欧州議会が企業のデュー・デリジェンス及び説明責任に関する報告書を採択

オランダ：外国組織体に関する税務上の取り扱いに関する新ルール

「アジア税務紛争対応  
ハンドブック2020年版（英語）」  
発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続、メカニズム、論点及び和解又は正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



## 1. 日本

### 日系企業に係るタックス・ヘイブン対策税制の実務上の留意点 — 東京地裁令和3年3月16日判決を受けて

みずほ銀行（以下、「原告」）の保有する資金調達のためのケイマン籍SPC（特別目的会社）に係るタックス・ヘイブン対策税制（以下、「CFC税制」）の適用について争われた事件で、東京地方裁判所民事51部（清水知恵子裁判長）は、令和3年3月16日、課税処分を適法と認め、原告の請求を棄却した。この判決の概要及び実務において日系企業がCFC税制について留意すべき点について解説する。

#### 東京地裁令和3年3月16日判決（以下、「地裁判決」）の概要

本件は、原告の特定外国子会社等<sup>1</sup>に該当するケイマン籍SPCであるMHCB及びMHBKの2社<sup>2</sup>について、CFC税制上の「課税対象金額」が生じるかが争われた事件である。課税対象金額は、特定外国子会社等における適用対象金額に、請求権勘案保有株式割合<sup>3</sup>を乗じて算定されること、請求権勘案保有株式割合を0%として申告した原告に対し、処分行政庁が100%であるとして、84億円余りを益金として認定する更正処分を行ったことから訴訟に至ったものである。

当初当該各SPCの普通株式の全ては原告が保有し、優先出資証券の全ては、株式会社みずほフィナンシャルグループの100%子会社が保有していたが平成27年6月30日に優先出資証券は全て償還されており、各SPCの事業年度末時点においては、みずほ銀行が各SPCの唯一の株主であった。

#### 1. 争点（一部）

本件の争点は、原告の益金に算入すべき各SPCに係る課税対象金額が存在するか否か、つまり、請求権勘案保有株式等の算定基準時はいつであるべきかという点である。

#### 2. 原告及び被告の主張（一部）

原告は、請求権勘案保有株式等の数は、平成27年6月29日（優先出資証券の償還日の前日）を終了日とする決算期を追加していれば、各SPCは優先出資証券と株式の両方を発行していたことになることから、一定の調整計算の上、請求権勘案保有株式割合は0%であると主張した。

一方、被告は、請求権勘案保有株式の数は、事業年度終了時の現況で判断すべきであると主張した。

#### 3. 地裁判決の判示事項及びコメント

文理解釈上、租税特別措置法施行令第39条の16第1項及び第2項第1号（平成28年改正前）の規定から、請求権勘案保有株式数等を判断すべき時点については、各SPCの事業年度終了時としか解釈することは出来ず、事業年度終了前に、株式会社みずほフィナンシャルグループの100%子会社が保有する各SPCの優先出資証券も償還されており、原告の保有する各SPCの普通株式のみしか存在しなかったことから、本件に係る請求権勘案保有株式割合を100%と解釈すべきなのではないかという意見は多く、上記の原告の主張につき、実務家からは懐疑的な声も多かったように思われる。

<sup>1</sup> 租税特別措置法第66条の6第1項（平成28年改正前（以下同様））

<sup>2</sup> ケイマン諸島にこのようなSPCを組成するのは、パーゼルII（自己資本比率に係る規制）に対応するために邦銀で広く採用されている方法である旨、原告は主張している。

<sup>3</sup> 租税特別措置法施行令第39条の16第1項

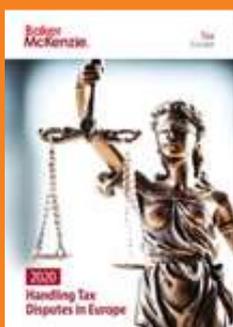
## 「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳説しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



この点、地裁判決は、原告の主張するCFC税制の趣旨・目的（租税回避を防止すること）には理解を示しながらも、租税法主義の下、租税法規を解釈するにあたっては、原則として文理解釈によるべきであり、みだりに規定の文言を離れて解釈すべきではない旨、明確に判示し被告の主張を否定している。

また、原告が主張する「当該特定外国子会社等の当該事業年度における課税対象金額と、内国法人が当該特定外国子会社等から実際に受領できる配当等の金額との間にかい離が生じること」の不当性についても、「このようなかい離が生じ得ることも法は当然に予定しており、このことが立法府及び行政府に委ねられた立法裁量の範囲を逸脱するものということとはできない」と示した。

地裁判決は、法律解釈は文理解釈が原則であるという実務家でも広く受け入れられている原則を示したものであり、特段疑問のあるものではない。ただ、改めて丁寧な条文解釈の重要性を痛感させるものであったと言える。

### 日系企業における実務上の留意点

地裁判決にも示された通り、外国関係会社の事業年度末における外国関係会社の株式の保有状況によっては、その事業年度の外国関係会社の所得について稼得した所得が経済的に本邦法人に帰属しない場合であっても、当該本邦法人においてCFC税制による課税を受けてしまうという、一見不合理な課税関係が生じてしまう。しかしながら、このような文理上CFC税制の対象となることが明らかなケースについて目的論的解釈を行うことは、地裁判決において明確に否定されている。

バーゼルII対応の為にSPCを組成するようなケースに限らず、地裁判決を受けて、日系企業が実務上改めて留意するべきと考えられるものに、クロスボーダーの企業買収がある。

- ① 買収した企業グループの中に、デュー・デリジェンス時に買い手の日本企業が認識していなかった特定外国関係会社が含まれており、税務調査において発覚するケース。
- ② 期中の買収に伴い、外国法人の買収前に生じていた所得についてもCFC税制下の合算対象となってしまうケース。
- ③ 少数株主として保有していた企業グループの清算時等の取扱い。

①については、新聞報道でも散見される事項であるが、複雑な資本関係を有する企業の場合は、買収前の税務デュー・デリジェンスにおいてCFC税制の観点からのレビューを強化するべきであるし、また、買収後においても、PMIの一環として、海外子会社の情報の取得を積極的に推進すること、平成30年改正で導入されたペーパー・カンパニー等の整理に伴う一定の株式譲渡益の免除特例を用いることの検討などが必要になると思われる。

②は、従前内国法人等に保有されていなかった外国法人が内国法人等によりその50%超の株式を取得されることに伴い外国関係会社となり、買収事業年度中の買収前の期間の損益についても、期末時のCFC税制の対象になり得るという問題点である。この点については、実務上、買収の前日に買収対象となる外国法人の事業年度を終了させることを契約書に盛り込むことが行われている。

③は、内国法人が有している外国法人株式について、清算する場合のExitのタイミングによっては、（例えば、他の株主が抜けることにより、ある内国法人が清算する外国法人の最後の株主になる）CFC税制による影響を受け得るというものである。また、これに関連するものとして、従前内国法人等によりその50%超の株式を保有されていない外国法人が、他の外国の株主が

## 「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



Exitすることにより、外国関係会社となるケースも考えられる。これについては、例えば、株主間契約により Exit のタイミングを定めること、一定の国外のスポンサーへの株式の売却等が対応策として考えられる。

繰り返しとなるが、文理上 CFC 税制の対象となることが明らかなケースについて目的論的解釈を行うことは、地裁判決において明確に否定されており、現実的には、そのような不合理な課税関係を生じさせないような事前の慎重なプランニングが重要となる。

[最初のページに戻る](#)

## 東京証券取引所：市場区分の見直し

東京証券取引所は、現在、市場第一部、市場第二部、マザーズ及び JASDAQ の4つの市場を運営している。これに対しては、各市場区分のコンセプトが曖昧であり多くの投資家にとって利便性が低い、上場会社の持続的な企業価値向上の動機付けの点で期待される役割を十分に果たせていないといった課題が指摘されていた。そこで、上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支え、国内外の幅広い投資家からの支持を得られる市場を提供する目的で、会社の成長段階や投資家層といった上場銘柄の特性に応じた、明確なコンセプトに基づく市場区分の再設計が進められており、2022年4月4日から、現在の市場区分を「スタンダード市場・プライム市場・グロース市場」の3つの市場区分に見直すことが予定されている。なお、本稿の内容は2021年4月1日時点の情報に基づくものであり、今後変更される可能性がある。

### 1. 新市場区分のコンセプト

スタンダード市場は、公開市場における投資対象として一定の時価総額（流動性）を持ち、上場企業としての基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場である。

プライム市場は、多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額（流動性）を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場である。

グロース市場は、高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの市場である。

これらの市場は独立したコンセプトで運営されるため、現行の指定替え制度に相当する制度は設けられない。

### 2. 新規上場基準

各市場区分のコンセプトに応じ、定量的・定性的な新規上場基準が設けられる。なお、上場会社は、上場後も継続して、新規上場基準の水準を維持することが必要であり、また、市場区分間の移行に関する基準は設けられないため、上場会社が市場区分の変更を希望する場合には、変更先の市場区分における新規上場基準と同様の基準を満たす必要がある。

形式基準のうち、事業継続年数、監査意見、株式事務代行機関の設置、単元株式数、株券の種類、株式の譲渡制限、振替機関における取扱いや合併等の実施の見込みについては、スタンダード市場及びプライム市場では、現行の本則市場の形式基準と同様であり、グロース市場では現行のマザーズの形式基準と同様である。その他の基準については以下の通りである。

「ディストレストM&Aガイド  
(英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、ディストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



	スタンダード市場	プライム市場	グロース市場
株主数	400人以上	800人以上	150人以上
流通株式数	2,000単位以上	20,000単位以上	1,000単位以上
流通株式時価総額	10億円以上	100億円以上	5億円以上
時価総額	—	250億円以上	—
流通株式比率	25%以上	35%以上	25%以上
収益基盤	最近1年間の利益が1億円以上	最近2年間の利益合計25億円以上、又は売上高100億円かつ時価総額1,000億円以上	—
財政状態	純資産が正	純資産が50億円以上	—
公募	—	—	500単位以上

また、上場審査項目とその観点は以下の通りである。

項目	観点		
	スタンダード市場	プライム市場	グロース市場
企業の継続性及び収益性	継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること	継続的に事業を営み、安定的かつ優れた収益基盤を有していること	—
企業経営の健全性	事業を公正かつ忠実に遂行していること		
企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること (コーポレートガバナンス・コードの対象は全原則。但し、プライム市場については、他の市場区分と比較して一段高いガバナンスの内容が適用される見込み。)		コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること(コーポレートガバナンス・コードの対象は基本原則のみ)
企業内容等の開示の適正性	企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること		—
企業内容、リスク情報等の開示の適切性	—	—	企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うこ

			とができる状況にあること
事業計画の合理性	—	—	相応に合理的な事業計画を策定しており、当該事業計画を遂行するために必要な事業基盤を整備していること又は整備する合理的な見込みのあること

### 3. 新市場区分への移行と経過措置

新市場区分への移行に際し、上場会社は、2021年9月1日から12月30日までの間に、スタンダード市場、プライム市場又はグロース市場のいずれかの市場区分を選択して、東京証券取引所に申請する必要がある。必要な手続は、現在の市場区分と選択先の市場区分の組合せに応じて異なるが、新規上場審査と同様の審査手続が実施される場合があるので留意する必要がある。

また、市場第一部からスタンダード市場若しくはプライム市場に、市場第二部若しくはJASDAQスタンダードからスタンダード市場に、又はマザーズ若しくはJASDAQグロースからグロース市場に移行した会社には、経過措置として、当分の間、現行の指定替え基準・上場廃止基準と同水準の基準が適用されることとなるが、移行先の新規上場基準に適合していない場合は、市場選択申請時に「上場維持基準の適合に向けた計画書」の提出等を行い、移行後、当該計画書に基づく進捗状況を開示することが条件となる。

### 4. コーポレートガバナンス・コードへの対応

プライム市場の上場会社に求められるより高いガバナンス水準を含め、コーポレートガバナンス・コードの改訂も並行して行われている。プライム市場の上場会社には、独立社外取締役の割合の引上げ、気候変動開示の充実、英文開示の促進等が求められることとなる見込みである。特に、プライム市場への移行を検討する上場会社や新市場区分への移行により適用範囲が拡大する上場会社は、コーポレートガバナンス・コードを遵守するかの検討及び遵守する場合の対応を行う必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## 2. 米州

### 米国

#### 米国証券取引委員会、ESG及び気候に関する情報開示強化へ

米国証券取引委員会（以下、「SEC」）は、企業のESG及び気候変動に関する情報開示の強化に向けて、大きな一歩を踏み出した。

2021年3月3日、SECの審査部門は2021年度審査優先事項を公表し、ESGに関する審査を強化することを表明した。具体的には、以下の点が確認されることになる。

- 資産運用会社又はファンドが顧客又は投資家に提供する ESG 戦略や投資に関して一貫した適切な情報開示が行われているか、手続及び実務が情報開示の内容とどの程度一致しているか
- ファンド又は投資顧問会社の広告に ESG に関する虚偽又は誤解を招く表現が含まれていないか
- 委任状議決権行使の方針及び手続、並びに実際の議決権行使が、表明された ESG 戦略とどの程度一致しているか

審査部門は、オープンエンド型ファンド、ETF（上場投資信託）、適格投資家向けの投資商品など、広く流通している ESG 商品の審査に特に関心があることを表明している。これに加え、審査部門は、特に制度上重要な SEC 登録企業の BCP（事業継続計画）に気候変動のリスクの増加が反映されているかを重視しており、特に、企業が大規模な気候変動への対策を講じているかが評価の対象となる。

また、2021年3月4日、SECは、気候変動及びESGに関する情報開示に向けてタスクフォースを設立したことを発表した。このタスクフォースは、ESGに関連する不正行為を積極的に発見することを目的としており、気候変動リスクの情報開示における重大な不備や虚偽の記載を特定し、投資顧問会社又はファンドのESG戦略に関する情報開示及びコンプライアンスの問題を分析することに焦点が当てられている。

さらに、2021年3月15日、SECはESGに関する情報開示制度についてパブリックコメントの募集を行うことを明らかにした。パブリックコメントの募集においては、情報開示の方法、開示内容、業種ごとに異なる開示義務を設定すべきかなどを含む15の質問事項が掲げられている。SECは2010年に気候変動に関連する企業情報の開示基準の指針を策定しているが、気候変動に関して一貫性、比較可能性及び信頼性のある情報開示を促進するフレームワークを構築するため、パブリックコメントを受けて今後開示基準の見直しを図られる予定である。

[最初のページに戻る](#)

### 3. 欧州

#### EU

#### 欧州議会が企業のデュー・デリジェンス及び説明責任に関する報告書を採択

2021年3月10日、欧州議会は、企業のデュー・デリジェンス及び説明責任に関して、指令案を含む欧州委員会に対する提案をまとめた立法イニシアティブ報告書を採択した（賛成504、反対79、棄権112）。同報告書は、企業のサプライ・チェーン上の人権侵害及び環境への悪影響を特定、防止、緩和、説明するデュー・デリジェンスの義務を導入することを提案している。これは、欧州議会による欧州委員会の持続可能な企業統治イニシアティブへの強い支持を示すものであるとともに、本年の第二四半期までに、人権侵害及び環境に関するサプライ・チェーンの強制的なデュー・デリジェンスに係る新規立法を提案するものである。

欧州議会の指令案は、以下の複数の重要な提案を含んでいる。

- 対象範囲

EU加盟国の法によって規律される、あるいはEU域内で設立された大企業は、私企業であろうと国営企業であろうと、指令案の対象に含まれる。ま

た、株式が公開されている中小企業及びリスクの高い中小企業も対象範囲に含まれる。

それらの企業がEU域内で設立されたものではなく、第三国の法律によって規律される場合でも、域内市場に物又はサービスを提供する場合には、指令案の対象に含まれる。

バリュー・チェーンのデュー・デリジェンスは、個々のサプライ・チェーン及び企業の状況を考慮に入れた上で、潜在的ないし現実の悪影響が生じる見込み及びその深刻さと釣り合った比例的なものであるべきである。

- 人権侵害及び環境への損害に関する広範な定義

指令案は、個人又は集団の完全な人権の享受を損なう可能性のある「潜在的又は現実の人権への悪影響」と、EUにおいて又は国際的に承認された環境基準へのあらゆる違反を意味する「潜在的又は現実の環境への悪影響」を対象としている。人権及び環境基準は指令案の付属文書において定められ、定期的に見直される。

- 義務

企業は、企業経営への影響、その性質、及び背景を考慮に入れ、リスク・ベースのモニタリング手法を用いて、当該企業の経営や取引関係によって引き起こされ、あるいはそれらが寄与又は関連する、潜在的又は現実の人権、環境、良い統治への影響を特定・評価する全ての努力を講じる義務を負う。企業は、その取引関係についても同じリスクを点検しなければならない。

企業は、自らが上記の悪影響を引き起こし、寄与し、又はそれらに関連していないと結論づける場合には、リスク評価、データ、手法を含む報告書を公表しなければならない。こうした報告を作成することができない場合には、デュー・デリジェンス戦略を策定・実行し、毎年見直さなければならない。企業の事業上の戦略及び方針は、このデュー・デリジェンス戦略に沿ったものであるべきである。企業がこれらの戦略を策定する負担を軽減するため、加盟国又はEUレベルで、自主的な行動計画が策定される可能性がある。

指令案は、透明性とステークホルダーへの関与を推奨し、企業に対し、労働者の代表や労働組合、取引先へのデュー・デリジェンス戦略の伝達を求めている。企業は、下請企業や供給元企業についても、義務が順守されているかを定期的に確認することが義務付けられている。

- 調査／制裁／罰則

加盟国には、国内法令に基づき、売上高に基づく比例的な制裁を定める裁量が認められている。これらの制裁には、公共調達プロセス、国家補助、及び公的支援スキームからの一時的又は無期限の除外を含むことができ、最終的には商品の差し押さえを行うことができる。各加盟国は、指令案の執行を監督する責任を負う最低一つの機関を指定しなければならない。各加盟国は、ステークホルダーやその代表との面談を含め、指令案の順守を確保するためのリスク又は情報に基づく企業の調査権限を有する。

企業による指令案の不順守が回復できない損害を生じさせる可能性がある場合には、関連する機関は、暫定措置又は一時的な差し止めを命じることができる。これは、第三国の法令によって規律される企業に対して、域内市場における営業を禁止することが認められる可能性も示唆している。

- 民事責任

企業は、現実の又は潜在的な人権及び環境への悪影響により生じた損害の責任を負うとともに、是正措置を講じる義務を負う。指令案には、個々の取締役の責任や刑事罰に関する規定は存在しない。

- 企業の防御権

企業は、個別の損害を回避するための全ての注意を払ったこと、あるいはそれらの損害がいずれにしても生じたことを証明できない限りは、デュー・デリジェンスの義務を守っていたとしても、これらの責任から解放されない。民事責任に関する合理的な時効は適用される。

- 被害者の司法へのアクセス

ステークホルダーが、潜在的又は現実の悪影響に関する合理的懸念を表明するため、企業は、リスクを認識するための早期の警戒メカニズム及び調停システムとして機能する苦情処理メカニズムを設けなければならない。これは、請求者が更なる司法的救済を求めることを妨げるものではなく、被害者が司法的救済を受ける前に更なる救済措置を求めることを義務付けるものでもない。

欧州議会の報告書及び指令案は、EUのあらゆるセクターで活動する企業に対し、サプライ・チェーン上の人権及び環境デュー・デリジェンスの義務を課すことを支持するEUの強い意図を示している。

強化されたデュー・デリジェンスの要求と監視義務は、EU全体に渡って調和したデュー・デリジェンスの基準と法的確実性が作られる可能性を有している。しかしながらそれらは、企業の複雑なグローバル・サプライ・チェーンの点検とそれに基づくプロセスの是正が求められることにより、規制上の負担及び関連するコストの増加につながるものである。企業は、自らのサプライ・チェーンが人権及び環境に悪影響をもたらしていないか定期的に調査・点検することで、これらの新たな規制に対応する準備を始めるべきとともに、潜在的な金銭的、法的、及び評判に係るリスクが発生する前にその影響を緩和するため、頑健で効果的なサプライ・チェーンのデュー・デリジェンスを実施しておくべきである。

[最初のページに戻る](#)

## オランダ

### 外国組織体に関する税務上の取り扱いに関する新ルール

今般、オランダにおいて、（オランダ法から見たときの）外国組織体に対するオランダ税法の適用に関する新立法の創設が予定されている。これは、2020年にいわゆる欧州租税回避防止指令（Anti-Tax Avoidance Directive II（ATAD II））が、ハイブリッドミスマッチ防止に関する規定を導入したことに伴う各国ごとの対応措置としてなされる立法手当の一環である。オランダでは、ハイブリッドミスマッチ防止に関する施策としていくつか検討がなされているところではあるが、今回は、外国法人の組織体に関する税務上の取り扱いに関する新ルール（以下、「判定ルール」）について簡単に紹介する。

#### 判定ルールの導入の背景

判定ルール導入に至った問題意識としては、以下のようなものと考えられる。まず、オランダ税法上、ある組織体に関する課税上の取り扱い（例えば税制適格要件の判定やパススルーエンティティに該当するか否か等）を考える際に、対象となる組織体の属性によって区別を設けることが考えられる

(例えば株式会社／合同会社、LLC／Partnership等)。しかしながら、対象となる組織体が外国の組織体である場合には、問題となる外国の組織体の設立準拠法とオランダ法とでは当然法制が異なるので、問題となる外国の組織体がオランダ法上存在しなかったり、類似するものがなかったりする場合は当然出てくることになる。このような場合に、オランダ税法の課税上の取り扱いを検討するにあたっての要件の判定の関係で、そのような(国内法上存在しない法形式で設立された)外国の組織体をどのように国内法上扱うかという点が問題になってくる。この問題はオランダのみならず日本を含む全世界に生じている問題であり、このような国内法と海外法のズレから生じる税制上のハイブリッドミスマッチを利用した租税回避策を防止する必要があるというのがここでの問題意識であると考えられる。

### 判定ルールの内容

現状公表されている判定ルールの内容は極めてシンプルである。

- まず、問題となる外国の組織体と同等の組織体がオランダ法上存在しない場合。この場合、オランダ税法上は、当該外国の組織体の設立準拠法のルールに依拠することになっている。つまり、例えば当該組織体が外国法上パススルーエンティティとされている場合には、オランダ法上も同様に扱われる (symmetrical method)。
- これに対して、同様にオランダ法上同等の組織体が存在しない場合であっても、当該外国組織体がオランダの税務上の居住者 (tax resident) である場合には異なるルールが適用される。この場合には、上記と異なり設立準拠法のルールに依拠するのではなく、一律に、オランダ居住者としてオランダ法人税に関する義務を負うことになる。つまり、外国法上パススルーエンティティであるとされていたとしても、課税法人 (opaque) であるとされる (fixed method)。

### 判定ルールの施行時期

上記の判定ルールを含むハイブリッドミスマッチ防止関連新法は現在最終審議中であり、立法化に係る手続がスムーズに進めば、2022年1月1日から施行・効力発生する見込みである。

[最初のページに戻る](#)